

2 経営第 3 1 6 9 号
2 農振第 2 9 7 9 号
令和 3 年 4 月 1 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井 上 福 造 殿

農林水産省 経 営 局 長 光 吉 一

農村振興局長 牧 元 幸 司

電気通信設備の移転等に関する覚書の締結について

かねてより、貴社と協議を重ねておりました当局所管の農業生産基盤等の整備に係る事業の実施に伴う電気通信設備の移転等に関しましては、今般、双方が合意に達したものと、別添のとおり覚書を締結したく御送付いたします。

御異議がなければ、覚書に押印の上 1 通を御返送くださるようお願い申し上げます。

なお、「電気通信設備の移転等に関する覚書について」（平成 12 年 12 月 14 日付け 12 構改 D 第 982 号）は解約します。

2 経営第 3 1 6 9 号
2 農振第 2 9 7 9 号
令和 3 年 4 月 1 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小 林 充 佳 殿

農林水産省 経 営 局 長 光 吉 一

農村振興局長 牧 元 幸 司

電気通信設備の移転等に関する覚書の締結について

かねてより、貴社と協議を重ねておりました当局所管の農業生産基盤等の整備に係る事業の実施に伴う電気通信設備の移転等に関しましては、今般、双方が合意に達したものと、別添のとおり覚書を締結したく御送付いたします。

御異議がなければ、覚書に押印の上 1 通を御返送くださるようお願い申し上げます。

なお、「電気通信設備の移転等に関する覚書について」（平成 12 年 12 月 14 日付け 12 構改 D 第 982 号）は解約します。

2 経営第 3 1 6 9 号
2 農振第 2 9 7 9 号
令和 3 年 4 月 1 日

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
代表取締役社長 黒 田 吉 広 殿

農林水産省 経 営 局 長 光 吉 一

農村振興局長 牧 元 幸 司

電気通信設備の移転等に関する覚書の締結について

かねてより、貴社と協議を重ねておりました当局所管の農業生産基盤等の整備に係る事業の実施に伴う電気通信設備の移転等に関しましては、今般、双方が合意に達したものと、別添のとおり覚書を締結したく御送付いたします。

御異議がなければ、覚書に押印の上 1 通を御返送くださるようお願い申し上げます。

なお、「電気通信設備の移転等に関する覚書について」（平成 12 年 12 月 14 日付け 12 構改 D 第 982 号）は解約します。

2 経営第 3 1 6 9 号
2 農振第 2 9 7 9 号
令和 3 年 4 月 1 日

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 丸 岡 亨 殿

農林水産省 経 営 局 長 光 吉 一

農村振興局長 牧 元 幸 司

電気通信設備の移転等に関する覚書の締結について

かねてより、貴社と協議を重ねておりました当局所管の農業生産基盤等の整備に係る事業の実施に伴う電気通信設備の移転等に関しましては、今般、双方が合意に達したものと、別添のとおり覚書を締結したく御送付いたします。

御異議がなければ、覚書に押印の上 1 通を御返送くださるようお願い申し上げます。

なお、「電気通信設備の移転等に関する覚書について」（平成 12 年 12 月 14 日付け 12 構改 D 第 982 号）は解約します。

電気通信設備の移転等に関する覚書

經 營 局

東日本電信電話株式会社

農林水産省農村振興局（以下「甲」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

は、甲が所管する農業生産基盤等の整備を図るための事業の実施に伴い発生する乙の有する電気通信設備の移転等に関する取扱いについて、次のとおり合意することを確認する。

第1 目的

甲が所管する農業生産基盤等の整備に係る事業の実施に当たって支障となる乙の電気通信設備の移転等に関し、その範囲、方法、工事費用の負担その他必要な事項を定め、甲が行う工事及び乙が行う移転等に係る工事を円滑に推進することを目的とする。

第2 対象事業

この覚書が対象とする事業は、農林水産省が行う国営事業及び補助事業等のうち経営局又は農村振興局所管の農業生産基盤等の整備に係る事業（災害復旧、海岸の整備等に係る事業を含む。）とする。

第3 用語の定義

この覚書における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 電気通信設備

電柱、ケーブル、マンホール、ハンドホール、管路、公衆電話ボックス、とう道及びこれらの付属施設をいう。

(2) 移転等

乙が電気通信設備を移転（仮移転を含む。）、改築、改良及び撤去することをいう。

(3) 地元負担分

国、都道府県、市町村以外の者の負担分をいう。

(4) 地元負担率

当該事業費総額に占める地元負担額の割合をいう。

(5) 物品費以外の費用

移転等に係る工事の設計、積算、発注及び実施に要する費用をいう。

第4 適用範圍

この覚書は、乙の電気通信設備のうち、農業生産基盤等の整備に係る事業の実施に当たって移転等を行う必要があるとして、甲が乙の支店に移転等に係る申請を行うものに適用する。

第5 移転等に係る工事費用

移転等に係る工事費用のうち甲が負担する額は、移転等により乙が通常受けるべき損失を補う額とし、

原則として次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 電柱等の移転等に要する物品費以外の費用
- (2) 原設備の物品の損失額
- (3) 新設備が原設備と同等の機能を保持するため、技術上やむを得ず原設備の増築を行う場合にあっては、当該増加する部分の物品費

第6 移転等に係る工事費用の負担額

甲から移転等に係る工事費用のうち地元負担分の減免に関する申請が行われた場合においては、移転等に係る工事費用のうち甲が負担する額は、地元負担分を控除したものとする。この場合において、甲が負担する額は、次により算出した額とする。

移転等に係る工事費用の甲の負担額＝移転等に係る工事費用×（１－地元負担率）

第7 移転等に係る処理手続

移転等に係る処理手続については、次のとおりとする。

- (1) 甲が行う移転等に係る申請は、電気通信設備移転等申請書（様式第1号）によるものとする。
- (2) 乙は、甲から移転等に係る申請を受けた場合は、速やかに現地調査を行い、移転等に係る工事の設計を行うものとする。
- (3) 乙は、移転等に係る工事の設計が完了したときは、甲に設計図面を提示し、移転等に係る工事について双方で確認するものとする。
- (4) 乙は、甲と電気通信設備移転等工事費用負担協議書（様式第2号。以下「負担協議書」という。）を締結し、移転等に係る工事に着手するものとする。なお、この負担協議書にはその明細を添付するものとする。
- (5) 負担協議書の内容に変更が生じた場合には、甲及び乙は協議して負担協議書を変更するものとする。

第8 移転等に係る工事費用の負担の契約及び支払

移転等に係る工事費用の負担の契約及び支払については、次のとおりとする。

- (1) 乙は、移転等に係る工事が完了したときは、工事完了通知書（様式第3号）により甲に通知するものとする。
- (2) 甲は、乙から工事完了通知書を受領し工事の完了を確認したときは、負担協議書に基づき、電気通信設備移転等工事費用補償契約書（様式第4号。以下「補償契約書」という。）を作成することとし、甲及び乙は、この補償契約書に基づき、契約を締結するものとする。
- (3) 乙は、補償契約書を締結した後に、移転等に係る工事費用の請求書を甲に発行するものとする。
- (4) 甲は、(3)の請求書を受領した日から30日以内に、移転等に係る工事費用を乙に支払うものとする。

第9 有効期間

この覚書の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。なお、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から解約等の申出がないときは、覚書の有効期間は更に1年間延長するものとし、その後についても同様とする。

第10 疑 義

この覚書に定められた事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項が生じたときは、甲及び乙は、その都度協議するものとする。

この覚書の取り交わしの証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 農林水産省経 営 局 長 光 吉 一

農林水産省 農村振興局長 牧 元 幸 司

東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 井 上 福 造

西日本電信電話株式会社

乙 代表取締役社長 小 林 充 佳

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ

株式会社

代表取締役社長 丸 岡 亨

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

代表取締役社長 黒 田 吉 広

様式第 1 号

○ ○ 第 号
年 月 日

○日本電信電話株式会社
○ ○ 支店長
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
○○○○○○長
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
○○事業部長
○ ○ ○ ○ 殿

申請者
住所
事業者名

電気通信設備移転等申請書

下記により支障となる電気通信設備の移転等を申請します。

記

1 事業内容

事業名		工期	年 月 日 ～ 年 月 日			
事業内容		費用負担率				担当連絡先
事業者名		国	都道府県	市町村	地元	
事業区域		%	%	%	%	

2 工事計画書
別添資料のとおり

3 支障となる電気通信設備

線路名及び 電柱番号等	種 別 及 び 数 量			移転等希望
	電 柱	ケーブル等管路	M H 等	年 月 日

4 地元負担を証する書面
別添資料のとおり

電気通信設備移転等工事費用負担協議書（変更協議書）

年 月 日

(甲) 申請者

○ ○ ○ ○ 印

(乙) ○日本電信電話株式会社

○ ○ 支店長

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

○○○○○○長

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

○○事業部長

○ ○ ○ ○ 印

甲及び乙は、次の電気通信設備の移転等及び費用負担について、下記のとおり協議決定する。

- (1) 申請番号
- (2) 移転等の理由
- (3) 電気通信設備の所在地等

記

- 1 甲は、予定工事費用として次の額を負担する。

移転等工事費用負担額 金 円

- 2 乙は、年 月 日までに移転等工事を完了するものとする。
- 3 その他の協議事項（特に記載を必要とする協議事項を記入）
- 4 移転等工事の着工後に移転等申請の取消請求があった場合は、取消請求日までに要した費用と原状回復に用する費用を甲が負担するものとする。
- 5 甲及び乙の責以外の事由により上記事項に変更が生じた場合は、改めて協議を行うものとする。
- 6 本協議書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

この協議成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

工事完了通知書

○ ○ 第 号
年 月 日

申請者
氏 名 殿

○日本電信電話株式会社
○ ○ 支店長
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
○○○○○○長
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
○○事業部長
○ ○ ○ ○

年 月 日付け（ 第 号）で申請のありました電気通信設備の移転等につきましては、
下記のとおり移転等工事が完了したので通知します。

記

- 1 工事場所
- 2 工事完了年月日 年 月 日
- 3 その他

電気通信設備移転等工事費用補償契約書

年 月 日

(甲) 住 所
事 業 者 名 印

(乙) 住 所
○日本電信電話株式会社
○○支店長 ○ ○ ○ ○印
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
○○○○○○長
○ ○ ○ ○ 印
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
○○事業部長 ○○ ○○ 印

甲及び乙は、次の電気通信設備の移転等工事費用の負担に関して、下記のとおり補償契約を締結する。

移転等申請番号 年月日	○ ○ 号 年 月 日
移転等理由	
移転等設備の所在地	

記

1 甲は、 年 月 日に締結した協議書に基づく移転等工事費用として、次の額を補償する。

移転等工事費用補償額 金 _____ 円

2 甲は、乙の発行する請求書を受理した日から 30 日以内に前項の金額を支払うものとする。

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。